

令和5年第30回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年10月19日(木) 午前11時10分～午後2時40分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時27分

2 出席者

公安委員会 衣笠委員長 勝部委員 久本委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長
足羽警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、前田室長補佐)

3 議題事項

4 報告事項

- 公文書開示請求等の状況(令和5年7月～9月)(警務部)
- 犯罪被害者支援大学生ボランティア登録証交付式の開催(警務部)
- 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果(令和5年度第2四半期)(警務部)
- 似顔絵作成講習会及び第43回似顔絵作成コンクールの開催結果(刑事部)
- 一定の病気等に係る運転者対策の推進状況(交通部)
- 境港港湾危機管理テロ対策訓練の実施(警備部)

(1) 公文書開示請求等の状況(令和5年7月～9月)(警務部)

警察本部

本年7月から9月までの公文書開示請求は、公安委員会宛ての請求が1件、警察本部長宛ての請求が17件であった。また、保有個人情報開示請求については、

公安委員会宛での請求はなく、警察本部長宛での請求が9件であった。

引き続き、条例等に基づき、適切に対応していく。

委員

条例に従って、適切な対応をお願いする。

委員

条例に基づいて、丁寧な対応をしていただいているので、引き続きお願いする。

(2) 犯罪被害者支援大学生ボランティア登録証交付式の開催（警務部）

警察本部

犯罪被害者支援大学生ボランティアは、社会全体で犯罪被害者、その家族又は遺族を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、将来を担う大学生に、被害者支援の広報啓発活動への参加や、被害者支援の重要性への理解を深めていただき、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運を醸成することを目的として、本年6月14日から運用を開始したものである。

全国的にも、犯罪被害者支援大学生ボランティアを運用している都道府県は少なく、中国四国地方においては、岡山県に次いで2番目の設置となる。

鳥取大学と鳥取県警察との連携・協力の協定に基づき、鳥取大学の御協力を得てボランティアを募集したところ、3人の申込みがあった。この犯罪被害者支援大学生ボランティアは県警察初の試みであるので、この度、ボランティア登録証交付式を挙げる運びとなった。

交付式は、本年10月20日午後2時から、警察本部において開催する。出席者は、登録される大学生ボランティア3人、県警察からは半田警察本部長以下3人、来賓として、公益社団法人とっとり被害者支援センターの森山事務局長、犯罪被害者自助グループ「なごみの会」の徳田代表、鳥取大学の藪田副学長と清水教授が出席する。交付式では、警察本部長からのボランティア登録証の交付及び警察本部長の挨拶を行った後、登録ボランティアによる決意表明を行う。

交付式の終了後には、被害者支援室による研修及び意見交換会を開催する。

ボランティアの活動は、被害者と直接接することは想定しておらず、主に研修会への参加や広報啓発活動を予定している。11月は「犯罪被害者支援活動広報月間」、11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」とされていることから、まずはこの期間に予定している広報啓発活動について参加をお願いすることとしている。

また、今後も継続してボランティアの募集を行い、鳥取大学だけでなく、県内にある全ての大学において、積極的なボランティア募集を呼びかけていくこととしている。

委員

非常によい取組であると思う。ボランティアの方に任期はあるのか。

警察本部

任期は、登録時からその年度の3月31日までである。年度の終わりにボランティアの方に意向を確認し、継続していただけるようであれば、引き続きお願いすることとなる。

委員

他の大学でも、このような学生が出てくるとよいと思う。この取組をしっかりと地域社会で役立てていただきたい。今年は3人ということだが、輪が広がるよう広報していただきたい。

委員

大変よい試みであると思う。未来を担う若者の地域参画は、とても重要な活動だと思う。こういう活動を、是非、広げていただきたい。

委員

犯罪被害者支援の新たな取組ということで、非常によい観点でされており、すばらしい取組であると思う。犯罪被害者の方は、SNSによる誹謗中傷で第2の被害を受けているという問題もある。これをスタートとして、社会で被害者を支援していく輪が広がっていくと思う。

(3) 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和5年度第2四半期）（警務部）

警察本部

警察本部から、令和5年度第2四半期の懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告があった。

委員

教養は大事だと思うので、教養内容をしっかりと理解させるよう取り組んでいただきたい。随時監察では、指示が浸透している状況が確認できたということで、非常によかったと思う。環境整理もしっかりとなされていたということだが、県民は、警察施設の外の様子も見ている。引き続き、警察署等に対する随時監察をしっかりとお願いする。

委員

懲戒処分等がないように、指導教養をお願いする。随時監察を199回実施されているが、しっかりと対処されていると感じている。結果が、おおむね良好であ

ったということで、警察職員の意識も高いということも確認できた。引き続き、随時監察をお願いします。

委員

随時監察の結果が良好だったということだが、随時監察が有効に機能しているので、組織が良好に保たれているのだと思う。引き続き、しっかりとお願いします。

(4) 似顔絵作成講習会及び第43回似顔絵作成コンクールの開催結果（刑事部）

警察本部

本年10月13日、警察本部において、似顔絵作成講習会及び第43回似顔絵作成コンクールを開催した。本行事は、似顔絵作成に必要な知識と作画技能を習得し、似顔絵という捜査手法をより多くの警察官に拡充することを目的に毎年開催していたが、令和3年、4年とコロナ禍で中止しており、3年ぶりの開催となった。各警察署から選抜された20代から30代の若手警察官31人が参加し、午前中は、鑑識課員による講習を、午後からは、想定事件の目撃者役から犯人像を聞き取り、似顔絵を作成する方式でコンクールを行った。

結果は、1位の最優秀賞は倉吉警察署員、2位の優秀賞は黒坂警察署員、3位の優良賞は鳥取警察署員であった。受賞を逃した職員の中にも、かなり高いレベルで作成している者も数人いた。

今回、報道機関の記者も講習会及びコンクールに参加し、取材の一環として実際に似顔絵を描いてもらった。参加者からは、「被害者の方に負担を掛けないように、作成技術や聴取技術を高めていかないといけないと痛感した。」「聴取の中でどれだけ調整できるかが重要だと感じた。」などの感想が聞かれた。

デジタル化が進む世の中ではあるが、似顔絵活用により事件解決に結びつく効果事例も多く報告を受けている。アナログな手法の似顔絵作成は現場捜査活動に有効であり、引き続き、積極的な作成と効果的な活用を指導教養していくこととしている。

委員

非常によい講習会であると思う。事件現場などで、犯人の検挙につなげられるよう、しっかりと似顔絵作成のスキルを磨いていただきたい。

委員

聞き取りだけで似顔絵を作成するのは難しいことだと思うので、スキルを磨くのは大変重要だと思った。特に、被害者から聞き取る際は、被害者の気も動転しており更に困難だと思う。被害者の心理的な面も配慮しながら、聞き取って作成するのは大変だと思うが、しっかりと訓練を重ねていただきたい。

委員

似顔絵作成は、聞き取った情報を整理して可視化するという作業であるが、コンクールの優秀作品は、犯人の特徴を捉えてしっかりと作成されていると思う。この似顔絵作成が検挙にもつながっているということなので、非常に重要なスキルだと思う。コンクール等を通して、引き続き、スキルを磨いていただきたい。

(5) 一定の病気等に係る運転者対策の推進状況（交通部）

警察本部

認知症、てんかん等の一定の病気等に係る運転者対策については、これまで病気等に起因する重大事故が発生する度に制度改正がなされている。平成21年6月に、75歳以上の運転者が第1当事者となる死亡事故が他の年齢層に比較して高くなっていたことから、75歳以上の免許更新者に対する認知機能検査が義務づけられた。また、平成26年6月には、意識障害を伴う発作を起こす持病を有する運転者による交通事故が多発したことから、免許を受けようとする者等に対して、病気の症状に関する質問票を交付することができるようになり、また、虚偽記載に対する罰則も設けられ、一定の病気等にかかっているかを公安委員会が的確に把握して、免許の拒否、取消し等の行政処分を適切に行うこととなった。さらに、平成29年3月からは、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された者への診断書の提出命令が実施され、令和4年5月からは、迅速・効率的な行政処分のため、免許の取消し事由となる一定の病気に該当する疑いがある者に対しても臨時適正検査のほか、診断書の提出命令ができるようになった。

一定の病気等に係る取扱件数は、安全運転相談が高止まりの状態にあり、相談を受理する安全運転相談員を平成27年に東部、中部、西部地区免許センターに各1人ずつ配置し、令和2年に西部センターに1人増員、令和4年に東部センターに1人増員し県下5人体制とするなど、相談需要の高まりに対応できる体制の整備に取り組んでいる。

診断書提出命令については、令和4年5月の改正により、一定の病気に該当する疑いがある者に対象が拡大されたことから、本年は大幅に増加している。また、一定の病気等による取消し件数及び停止件数の増加についても、診断書提出命令が拡大され、行政処分の迅速化が図られたことが増加の要因と認められる。再取得者については、一定の病気等により取消しされた者で、取消し後、3年以内に要因となった症状が改善され免許取得が可能との診断を受けた場合には、軽易な手続により運転免許の再取得が可能であることから、再取得者も増加傾向である。自主返納者については、令和元年をピークに減少しており、全国的にも同様の傾向となっている。

現在、安全相談を実施する際は、相談者のプライバシーに配慮して、安全運転相談員が相談室で対応しており、また、タブレット端末を利用した専用アプリにより診断を実施している。

診断書を作成する医師に対しては、一定の病気にかかる免許の可否等の運用基準や医師が患者の症状から判断して運転に支障があると認めた場合は、当該診断結果を公安委員会に任意に届け出ることができる制度の周知を図るために、本年8月、鳥取県医師会に対して協力依頼を行ったところ、鳥取県医師会報9月号に1頁分の記事が掲載された。

最近、診断書提出命令に従わない者が増えてきており、迅速・的確な行政処分の支障となっていることから、現在、診断書提出命令に従わない者に対する免許停止処分の実施について、準備を進めている。

一定の病気等の運転者対策として、安全運転相談のほか、相談対象者一人一人に対して、診断書による定期的な病状確認等を行う必要があり、その事務及び管理が煩雑であったことから、これらの事務を効率的に行うシステムを構築し、本年9月から運用を開始している。

今後、安全運転相談については、当事者本人のみならず、家族も相談できることについても広報をしていくほか、医師会等に対しては、症状等により運転に支障があると認められる者に関する公安委員会への任意の届け出について、引き続き協力依頼を実施することとしている。また、免許証の自主返納者に対する支援事業については、関係機関、事業所に対して事業の継続、拡充の働きかけを行っており、現在、米子警察署において管内事業所と新規の支援事業を協議しているところである。一定の病気等に対する運転者対策については、免許の行政処分に直結するものであることから、心情に配慮した丁寧な対応を行うとともに、今後も適正な手続の推進に向け努めることとしている。

委員

県民への制度の周知が行き届いていない部分もあると思うので、医師会への働き掛けとともに、県民への直接の働き掛けもしっかりとお願いする。

委員

一定の病気等のある方に対して免許の取消し等の行政処分ができるのは、本人にとっても県民にとっても、安全確保のためには重要なことだと思うので、しっかりと対応をお願いする。

委員

一定の病気等の疑いのある方に対して診断書提出命令ができることになったが、本人、家族の安全のために必要なことだと思う。また、命令に従わない者に対しては、免許停止処分等、適切な対応をお願いする。

(6) 境港港湾危機管理テロ対策訓練の実施（警備部）

警察本部

今月 11 日、境港市竹内団地地内の「境夢みなとターミナル」及びその周辺において 15 機関が参加し、境港港湾危機管理テロ対策訓練を実施した。訓練は、旅客船内の乗客の中にテロリストが紛れ込んでいる可能性があるとの情報に基づき、警察・境港管理組合が乗客の避難誘導を行い、また、境海上保安部とともに、旅客船付近の沖合に停泊、徘徊を行う国籍等不明の小型船に乗船していた被疑者を制圧・検挙するなど、関係機関が連携して実施したものである。

今後も、境海上保安部等関係機関との訓練を継続し、対処能力の向上を図っていく。

委員

15 機関が参加した非常に大規模な訓練であった。このような事態も想定されるので、引き続き、緊張感を持って訓練を重ね、練度を高めていただきたい。

委員

水際対策が重要であるので、関係機関と連携して、訓練を重ねていただきたい。近年、乗客が 3,000 人から 4,000 人というような大規模なクルーズ船が境港に寄港することがあるが、そのような多くの乗客を避難させるのは大変困難なことだと思う。訓練に、そのような人数の乗客が参加することができれば、訓練がより実際の状態に近いものになるので、今後の訓練での検討をお願いする。

県民の安全安心を図るために、引き続き、訓練を積み重ねていただきたい。

委員

中東で大きな紛争が起きており、世界情勢が不安定になる中、テロが起きる可能性が上がっているように国民も見ている。そういう意味では、必要性が高まっている訓練だと思う。今回、15 機関で訓練を行って、連携の確認をされたと思うが、実際にこのような事態が発生した場合にも迅速に情報共有できるような体制づくりがなされているのか。

警察本部

関係機関が迅速に情報共有できる体制はできている。

委員

こういう訓練を積み重ねながら、対処能力の向上に努めていただきたい。

第 2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取 3 件について、事案概要、処

分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・ 一定の病気等に係る運転者対策の推進状況
- ・ 境港港湾危機管理テロ対策訓練の実施

4 報告事項

- ・ 開示請求に係る審査請求の審査会からの答申
- ・ 公用車交通事故の発生状況

5 決裁

審査請求の裁決

6 行事等

自衛隊による防衛白書の説明

7 公安委員会委員間の事前検討・協議等

8 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。